

令和7年度 日立市インフルエンザ予防接種について  
(インフルエンザHAワクチン用)

日立市説明書

健康づくり推進課  
Tel.21-3300

1 助成の対象者と助成額等

| 区分   | 助成対象者（接種時年齢）  | 接種回数 | 助成額               |
|------|---|------|-------------------|
| 定期接種 | 65歳以上のかた  | 1回   | 2,100円<br>(1回当たり) |
|      | 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者で接種を希望するかた |      |                   |
| 任意接種 | 妊娠されているかた   | 1回   |                   |
|      | 生後6か月以上13歳未満のかた   | 2回   |                   |
|      | 13歳以上19歳未満のかた   | 1回   |                   |

- ※ 接種回数は、1回目の接種日の年齢に準じます。
- ※ 2回目の接種をする場合は、1回目の接種から2～4週間の間隔をあけてください。
- ※ 2歳以上19歳未満のかたは今年度から経鼻弱毒生ワクチンの接種も助成の対象となりました。詳しくは医療機関に配布してある経鼻弱毒生ワクチン用の説明書をご確認ください。
- ※ 生活保護を受給しているかたで生後6か月以上のかたは全額助成の対象となります。（ただし、65歳以上のかたで日立市外の医療機関で接種する場合は、自己負担が生じることもあります。）

2 実施期間

令和7年10月1日（水）から令和8年1月31日（土）まで

- ※ 予防接種を受けてから免疫がつくまでに2週間程度要するため、インフルエンザが流行する前の12月中旬までに接種することをお勧めします。

3 他予防接種との間隔

インフルエンザHAワクチンと他予防接種との間隔についての定めはありません。

4 接種方法

(1) 日立市内の医療機関で接種を希望するかた

市への申し込みは必要ありません。

☆マイナンバーカードなど本人確認ができるものを持参し、日立市内の協力医療機関で接種してください。（協力医療機関については、健康カレンダー、市ホームページに掲載しています。）

☆妊娠されているかたは、事前に、接種について主治医に相談しておくことをお勧めします。

また、接種日当日、マイナンバーカードなどの本人確認できるものと母子健康手帳表紙のコピーを持参してください。

(2) 65歳以上で、日立市外の医療機関で接種するかた

接種前に申し込みが必要です。電話にて健康づくり推進課（21-3300）にお申し込みください。また、市ホームページからオンライン申請も可能です。

後日、住所地外接種券（若草色の用紙）を郵送しますので、病院へ持参してください。

- ※ 接種予定日の2週間前までに申し込み

オンライン申請はコチラ



(3) 生活保護を受給しているかた

接種前に申し込みが必要です。「インフルエンザ接種個人負担金免除申請書」の提出が必要ですので、健康づくり推進課・生活支援課・市民課・各支所の窓口で申請書をご記入のうえ提出ください。また、市ホームページからオンライン申請も可能です。該当者には後日、個人負担金免除券（ピンク色）を郵送しますので、病院へ持参してください。

- ※ 接種予定日の2週間前までに申し込み

オンライン申請はコチラ



【裏面もお読みください】

#### ◆ インフルエンザ予防接種の効果について

予防接種を受けてから抵抗力がつくまでに2週間程度要するため、インフルエンザが流行する前の12月中旬までに接種を受けておくことが効果的です。その効果が十分に持続する期間は約5か月間とされています。一般に有効性は、発病予防効果が34%~55%、死亡を防止する効果は、8割程度とされています。また、6か月以内に輸血あるいはガンマグロブリンの接種を受けたかたは、予防接種の効果が十分に出ないことがありますので、医師とご相談ください。

#### ◆ インフルエンザ予防接種の副反応について

予防接種の注射の跡が、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがあります。

また、熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることもありますが、通常、2~3日のうちに消失します。また、接種後数日から2週間以内に発熱・頭痛・けいれん、運動障害、意識障害の症状が現れる等の報告があります。その他、非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などが現れることがあります。

予防接種は、主治医とよく相談し、体調のよいときに受けましょう。副反応が起こったときは、医師（医療機関）の診察を受けてください。予防接種が原因で、障害などの健康被害が生じたと認定された場合は、医療費などの給付が行なわれる制度があります。

#### ◆ 下記にあてはまる場合は、接種できません。接種を受ける前に確認をしてください。

- 1 37.5℃以上の熱があるかた
- 2 重篤な急性疾患に明らかにかかっているかた
- 3 ひどい下痢をしているかた
- 4 疾病罹患完治後の間隔が以下のとおり経過していないかた  
はしか4週間以上、風しん・おたふくかぜ・水ぼうそうなど2~4週間以上、突発性発疹・手足口病・伝染性紅斑等は1~2週間以上たっていないかた（ただし、接種を受ける一般状態と予防接種の重要性を考慮し、主治医が判断の上、接種の可否を決める）
- 5 熱性けいれんを起こしてから2~3か月以上経過していないかた  
（長時間けいれん（15分以上）の既往がある場合は、専門医の指示のもとで接種すること）
- 6 現在治療中で主治医の許可をもらっていないかた
- 7 前回の同じ予防接種で2日以内に発熱のみられたかた、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがあると判断されたかた
- 8 インフルエンザワクチンまたは、卵等によりアナフィラキシーショックをおこした既往歴のあるかた
- 9 過去に免疫不全の診断がなされていて、接種できない状態と判断されたかた
- 10 その他、予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断したかた

#### ◆ インフルエンザ予防接種後の注意事項について

- 1 接種直後、特に30分間は、体の状態をよく観察してください。急激な副反応が起こった時は、すぐに受診してください。また、その際は、すみやかに日立市健康づくり推進課（21-3300）にもご連絡ください。
- 2 接種当日は、激しい運動や深酒等は、避けてください。
- 3 入浴は、制限はありませんが、接種部位を強くこすらないように気をつけてください。

#### ◆ 予防接種による被害の救済について

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

健康被害が生じ医療機関での入院治療が必要となったり障害が残ったりした場合などに、その健康被害が接種を受けたことによるものと国が認定したときは、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）または医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることができます。詳しくは、日立市健康づくり推進課（電話21-3300）へお電話ください。

#### 問合せ先

日立市健康づくり推進課  
〒317-0065 日立市助川町1-15-15  
電話：21-3300 IP電話：050-5528-5180

日立市ホームページの「インフルエンザ予防接種」はコチラ

